

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十五号中「公益信託」の下に「（旧公益信託に限る。）」を加え、同号を同条第十三号とし、同条中第十六号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第八条第十八号中「県立げんきプラザ（県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除く。）」を「県立大滝げんきプラザ」に改め、同条第十九号中「、県立神川げんきプラザ」を削る。

第十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の施行に伴う事務（市町村立幼稚園及び県立特別支援学校（幼稚部を置くものに限る。）の職員等による入園児虐待に係る通告等を受けた場合の所管行政庁としての事務に限る。）に関すること。

第二十五条第六項の表高校教育指導課、保健体育課、義務教育指導課及び生徒指導課の項中「高校教育指導課」の下に「、特別支援教育課」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。